

堺市地域公共交通活性化協議会の傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、堺市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第10条第9項の規定に基づき、堺市地域公共交通活性化協議会（規約第13条第1項の規定に基づく分科会において会議を公開とするものを含む。以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定める。

(傍聴者の定員)

第2条 会議を傍聴することができる者（以下「傍聴者」という。）の定員は、10人（報道関係者を除く。）とし、会場に傍聴席を設けるものとする。ただし、会長は、会場の規模等や感染症等の状況を考慮して、傍聴者の定員を変更することができる。

(報道関係者席)

第3条 会長は特に必要があると認める場合は、報道関係者席を設けることができる。

(傍聴の手続等)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、受付において会議の傍聴について申し出なければならない。

2 傍聴の受付は、会議の開会30分前から開始する。ただし、会長が必要があると認める場合は、これを変更することができる。

3 前項の受付においては、先着順により傍聴者を決定するものとし、定員に達したときは、当該受付を締め切るものとする。

4 前項の規定による決定を受けた傍聴者は、係員の指示により会場に入場しなければならない。

5 会長は、必要があると認めるときは、第2条の規定にかかわらず、定員を超える数の者の傍聴を許可することができる。

(資料の提供)

第5条 会長は、必要に応じて傍聴者に会議の資料を提供するものとする。

2 傍聴者は、前項の規定により提供された資料のうちあらかじめ返却を要するものとして提供されたものについて、会議の終了後、返却しなければならない。

(入場の制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 会議を妨害し、又は他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、会議の秩序を乱し、又は会議の進行の妨害となるおそれがある者
- (4) コロナ禍において発熱の症状がある方（体温37.5度以上）

（傍聴者の遵守事項）

第7条 傍聴者は、会場においては次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会長及び係員の指示に従うこと。
- (2) 委員その他会議の関係者に対する発言、拍手その他の行為により自己の意見を表明しないこと。
- (3) 私語、飲食等他人の迷惑になる行為をしないこと。
- (4) みだりに席を離れ、又は会場内を立ち歩かないこと。
- (5) 許可なく写真又は動画の撮影、録音等を行わないこと。ただし、あらかじめ会長の許可を受けた場合は、会議の妨げにならない方法により写真撮影、録画、録音等を行うことができる。
- (6) 携帯電話、パソコン等の電子機器類について電源を切り、又は音を発しない設定とすること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は審議の妨げとなるような行為をしないこと。

（傍聴者の退場）

第8条 傍聴者は、会議が非公開とされたときは、会場から退場しなければならない。

（秩序の維持）

第9条 会長は、傍聴者が第6条又は第7条の規定に違反する場合は、これを制止し、その指示に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、令和4年12月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。